平成２３年（フ）第６７号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目１番14号　嘉家ＲＯＣＣＡ－Ｇ
破産者　今村　寛子
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第５１１号
北海道旭川市10条通９丁目975番地の283　永大グリーンハイツ10条205号室
破産者　十倉　榮子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
北海道旭川市春光２条７丁目１番55―28号　道住79Ｒ１―28号
破産者　野地　郁恵
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
山形市中桜田２丁目10番21号　セジュール西101号、前住所福島県南相馬市原町区大木戸字松島313番地の18
破産者　櫻井　將司
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２８号
山形県米沢市大字李山8132―11　社会福祉法人あづま会、住民票上の住所山形県米沢市万世町片子5542番地の２
破産者　田中　正行
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２００号
群馬県太田市東新町69番地１　エスポワール城東Ｂ―104号
破産者　畠山　恵一
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３号
群馬県太田市新島町781番地９
破産者　阿部　豊樹
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４号
群馬県太田市新島町781番地９
破産者　阿部　典子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県太田市西矢島町328番地１
破産者　須永　一郎
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４９３号
神奈川県大和市下鶴間1786番地１　ライオンズマンション中央林間７―403
破産者　鈴木　義和
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５９号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地の２　川辺町住宅516号
破産者　蓮尾　　晋
成年後見人　社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２号
相模原市中央区大野台３丁目１番３号
破産者　和田　芳紀
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４３号
相模原市中央区淵野辺４丁目14番15号　幸荘201
破産者　和田　路代
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３号
富山県高岡市中島町４番19号、開始決定時の住所富山県高岡市木舟町77番地
破産者　小僧寿し高岡地区本部こと　廣田　滝雄
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１９号
富山県射水市小島1164番地、開始決定時の住所富山県射水市小島3654番地４
破産者　小畑　清美
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１６号
石川県能美市出口町イ49番地
破産者　金井　章宏
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２９号
長野市稲田２丁目５番29号
破産者　佐藤　和男
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
愛知県稲沢市朝府町７番２―810号
破産者　安西　文夫
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部